

JAXA きぼう有償利用（非定型サービス）

利用資格

有償利用制度（非定型）を利用する利用者及び支援企業は、以下の①から③を満たす必要があります。

- ① 以下の条件を満たすこと。
 - a) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
 - b) 利用のために必要な技術的能力及び経済能力を有し、かつ活動の実態があること。
- ② 以下の欠格事由に該当しないこと。
 - a) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがある者、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て又は公租公課の滞納処分を受けている者、その他信用状態の著しい悪化を生じている者。
 - b) 応募案件の内容に関し、法令違反、知的財産権等の権利侵害、又は契約上の義務違反がある者、また、第三者からかかる違反等の申告を受けている者。
 - c) 反社会的勢力である者、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係又は交流がある者、また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員に選任され、従業員として雇用され又は経営に関与している事実がある者。
 - d) 解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、契約の履行が著しく困難になったと見込まれる者。
 - e) 入札参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は、機構による競争参加資格の停止を受けている者。
 - f) 政治活動又は宗教的活動、その他特定の思想・信条を標ぼうし、その普及又は実現を目的とする活動を行っている者。
 - g) 刑罰法規の違反、公序良俗に反する行為を行っていない者。
 - h) 「きぼう」を利用した研究開発業務等を実施する上で、利用者が海外の法人・団体又は個人と、共同研究契約等の協力関係にある場合、それらの者からの委託等を受けて実施する場合、又はそれらの者へ活動の一部を委託等する場合は、次の条件に該当する者
 - (ア) 海外の法人・団体又は個人が、安全保障貿易管理に関する法令等に基づく国連武器禁輸国・地域に該当する国・地域の者
 - (イ) 安全保障貿易管理に関する法令等に基づき、機構の技術情報の提供ができない者
 - i) 機構との過去の契約関係又は協力案件で、契約条件の違反、機構への不当な要求、根拠のない裁判上の係争等を行った者。
 - j) その他、機構が不適切と判断した者。

実施内容の制約

実施できるミッションは次の通りです。

- ① 利用の目的、内容及び実施方法が、以下の忌避事項に該当しないものであること。
 - a) 公序良俗に反すると認められるもの。
 - b) 宇宙基本法（平成20年5月28日法律第43号）第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念に反すると認められるもの。
 - c) 政治又は宗教活動を目的とするもの又は内容であるもの。
 - d) 条約、法律、法律に基づく命令、条例、規則その他制限に違反するもの。
 - e) 賭博・ギャンブル等射幸心を煽るもの又はそれらに類するもの。
 - f) 商業活動において、消費者等に損害を与える恐れのあるもの、又は暴利をむさぼる恐れのあるもの。
 - g) ISS 協力に関する協定及び付属文書で定める ISS の目的（宇宙空間の科学的、技術的及び商業的利用の促進）及び国際協力の趣旨に反するもの。
 - h) JAXA 及び日本実験棟「きぼう」を含む国際宇宙ステーションのイメージや品位を毀損する内容であるもの。
 - i) 第三者を害するような内容であるもの。
 - j) 次のような、人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの。
 - (ア) 人種、性別、障がい、団体、国・地域などに関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はその恐れがあるもの。
 - (イ) 他の者の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はその恐れがあるもの。
 - (ウ) 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はその恐れがあるもの。
 - (エ) その他、他社の事件を侵害するもの又はその恐れがあるもの。
 - k) 次のような、社会問題についての主義主張。
 - (ア) 個人又は法人その他団体の意見広告。
 - (イ) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を含むもの。
 - l) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。
 - (ア) 広告する商品等とは無関係に裸体姿勢によって単に目立たせるもの。
 - (イ) 性的感情を著しく刺激するもの。
 - (ウ) 犯罪を誘発する恐れのあるもの。
 - (エ) 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの。
 - m) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの。
 - n) その他、機構が不適切と判断したもの。
- ② 利用の内容が視聴者に誤認混同を与えないものであること。
 - a) JAXA が特定製品及び特定団体を、直接的または間接的に応援・推奨する、またはそのように誤認される恐れがある内容でないこと。
 - b) JAXA が特定製品及び特定団体に対し、技術的に関与し、品質・性能を保証しているとの印象を与える内

容でないこと。

- c) 宇宙での利用がされていないにも関わらず、あたかも宇宙で利用できるかのような印象を与える内容でないこと。

留意事項

有償利用（非定型）の制度では、以下の留意事項があります。具体的には有償利用契約書において規定させていただきます。

① 打上品について

打上品に対しては安全審査が必要になります。安全審査の結果次第では打上が不可能となる場合があります。

② 成功保証について

利用者が手配又は開発する利用ミッション機器やミッションで実施する内容に対して、JAXA は有人安全要求を満たす安全性は審査を行い保証しますが、ミッションの実現・成果の取得を保証することはできません。

③ 損害賠償請求の放棄について

JAXA は「きぼう」や筑波宇宙センターの運用管制システム等のインフラ機器の維持・保全を行っていますが、不具合等により利用ミッションへ多大な影響を与えた場合の責任を負うことはできません（利用者には損害賠償請求を放棄していただきます）。ただし、代替手段として、次回の利用機会の提供を利用者と調整させていただきます（ベストエフォートとなります）。

逆に、利用者が提供した利用ミッション機器が ISS・「きぼう」へ安全上の重大な影響を与えた場合においても、JAXA は利用者に対して損害賠償請求を放棄します(故意による場合は除きます。)

④ 利用ミッションのスケジュールの変更の可能性について

ISS システムの運用が最優先となる ISS においては、ISS 運用における重大な事象等が生じた場合に有償利用ミッションが当初の予定通りに実施できない場合があります。そのような場合には、JAXA からスケジュールの変更を利用者へ通知し新たなスケジュールを調整させていただきます。スケジュール変更が受け入れられない場合には、利用者は解約することが可能です。

⑤ 取得した映像について

取得映像は JAXA でスクリーニングを実施します。撮影できない対象物が映り込んだ場合は、当該部分の削除又は判別不可能処理を施した後に提供します。

⑥ 利用者による広報活動について

有償利用ミッションは、利用者の事業であることから、JAXA がその事業にコミットしている、また特定の商品・サービスや企業を応援している、と受け取られるような对外発表はできません。また利用者 と JAXA の共同発表はできません。ただし、別途 JAXA と共同研究や連携協定等があり、その成果の技術実証等を目的とした「きぼう」有償利用の場合には、共同研究契約書又は協定書等に基づき共同プレスリリース等が可能です。

⑦ 宇宙飛行士に関する制約について

- (ア) コマーシャル映像等、特定の商品・サービスや企業のイメージアップ等を目的とした映像には宇宙飛行士は出演することはできません。
- (イ) エンターテインメント番組等の場合、企画内容の公正性・公共性、メッセージ性、出演することの JAXA のメリット等を勘案の上、宇宙飛行士の出演(声含む)の可否を判断させていただきます。出演した場合でも、特定の企業名やキャラクター等の固有名詞(固有名詞が容易に類推される言葉を含む)を言及することはできません。また、これらに対して応援していると受けとられるようなセリフも発言することはできません(宇宙飛行士の公正性、公共性等の行動規範から逸脱する行為は行うことができません)。なお、出演できる宇宙飛行士は日本人宇宙飛行士のみです。
- (ウ) 出演のない作業者としての宇宙飛行士の活用は可能です。

以上